

大河原町

歯と口腔の健康づくり推進条例

を制定しました



歯と口腔の健康づくり推進条例 とは？

歯と口腔には、食べる、飲み込む、話すなど、私たちが健やかで幸せに生きていくためにとても大切な役割があり、歯と口腔の健康は、全身の健康にも繋がるため、むし歯・歯周病などの歯科疾患の予防に取り組むことが大変重要です。

そのため、町では、町民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するため、歯と口腔の健康づくり推進条例を制定しました。

町民一人ひとりが正しい知識を持ち、ライフステージにおける歯と口腔の健康づくりのために取組を行うことを推進するとともに、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関する者、事業者など、地域社会全体で協力し、誰一人取り残さない歯と口腔の健康づくりに取り組んでいきます。

条例により

11月を「歯と口腔の健康づくり月間」としました



目的

歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、町の責務及び町民などの役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進し、町民の健康寿命延伸及び健康の保持増進に寄与すること。



基本理念

- ① 歯と口腔の健康が全身の健康及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることの認識を持つ
- ② ライフステージにおける取組、健康格差の縮小
- ③ 障がいがあるかたや介護を必要とするかた、配慮が必要なかたの口腔の健康の保持増進
- ④ 関係者の協力を得て、総合的かつ計画的な歯と口腔の健康づくりを推進

主な施策

- ① 食育及び生活習慣病対策に必要な歯と口腔の健康づくりに関する取組
- ② 生涯にわたり、かかりつけ医で定期的に歯科検診を受けること等の推進
- ③ ライフステージの特性に応じた歯と口腔の健康づくりによる健康格差の縮小に向けた取組
- ④ 妊産婦期における母体の健康の保持及び胎児の健全な発育への取組
- ⑤ 障がいがあるかたや介護を必要とするかた、配慮が必要なかたが適切かつ効果的に歯科医療等を受けられる環境の整備及び口腔機能の状態維持・向上の取組
- ⑥ 災害時における歯と口腔の健康づくりに係る体制の整備
- ⑦ オーラルフレイルの予防と介護予防に向けた口腔機能の向上等に関する取組

むし歯・歯周病の影響

妊娠期から口腔の健康に気を付けることで早産や将来の子どものむし歯リスクが減少します。

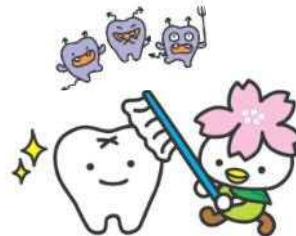
幼少期のむし歯予防は、歯並びや噛み合わせ、食生活に影響を及ぼすので、保護者がしっかり仕上げ磨きを行い、正しい歯みがきでむし歯を予防しましょう。

11月の歯と口腔の健康づくり月間の1つとして、町内の小学3年生と中学1年生に歯ブラシを配布します。大切な永久歯がむし歯にならないよう毎日丁寧に歯みがきをしましょう。

成人の7～8割が歯周病に罹患しているといわれています。

歯周病は早産や生活習慣病、誤嚥性肺炎、認知症等と関係が明らかになってきました。自覚症状がないままに進行している場合があります。

年に1度は歯科健診を受け、むし歯と歯周病チェックをするようにしましょう。



成人歯科健診を受けましょう

今年度20、30、40、50、60、70歳になるかたを対象に町内の歯科医院にて11月末日まで成人歯科健診を行っています。ワンコイン(500円)で受けられる健診です。まだ健診を受けていないかたは、ぜひこの機会に受診し、今後もかかりつけ歯科医院で定期的に歯科健診を受けましょう。

防災グッズにプラス1!!

いつ災害が起きるかわかりません。食品の備蓄と共に歯ブラシや液体歯みがき剤を準備しましょう。避難所生活では感染症や肺炎の予防のために歯みがきが重要となります。

フッ化物の応用

乳歯が生えてきたころから家庭で使用できるフッ化物のジェル、スプレータイプや歯みがきペーストがあります。また、歯科医院でもフッ化物塗布が可能です。年齢に合ったフッ化物を使用し歯の表面を強くし、むし歯になりにくい生活を送りましょう。

歯科衛生士による歯科健康教育

行政区の健康教室において、歯科衛生士による歯科健康教育を行っております。

自分の現在の口腔状態をチェックしたり、歯と口腔の状況と身体の健康に関する内容です。

町民一人ひとりが自分の歯と口腔づくりの健康づくりに興味を持ち、取り組んでいきましょう!!



問合先 健康推進課 健康推進係（1階④番窓口）☎ 0224-51-8623